

臨時開催決定

熱中症安全衛生教育のご案内

労働安全衛生法第59条1項、2項、労働安全衛生規則第35条に基づく教育

猛暑に伴い急増している「熱中症関連」での労働災害は深刻な問題となっています。こうした事態を受け、2025年6月より、企業における熱中症対策が罰則付きで義務される予定となっております。

この機会に是非ご受講をお考えください。

※罰則は6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

【義務付けられる熱中症対策内容】

- ①「報告体制の整備」 ②「実施手順の作成」 ③「関係労働者への周知」

講習概要

【熱中症予防作業対象】

高温多湿場所で作業される方

- 受講料／7,000円（テキスト代、税込）
- 2時間（午前開催）
- 定員／各20名

【熱中症対策管理者対象】

高温多湿場所作業の指導・管理

- 受講料／10,000円（テキスト代、税込）
- 3.5時間（午後開催）

●定員／各20名 ●ネット又は電話でお申込み下さい。定員になり次第締め切らせて頂きます

開催日 令和7年4月12日（土）、24日（木）

場 所 キャタピラー教習所(株) 新潟教習センター



熱中症予防を!



新潟労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所(株)

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

新潟教習センター

お問い合わせ先

TEL:025-232-7611

FAX:025-232-7612